

## 議案第 5 1 号

### 差押債権取立請求事件の和解について

差押債権取立請求事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

### 記

#### 1 和解の相手方（被告）

千葉県市川市南八幡 4 丁目 3 番 7 号

有限会社巴企画

取締役 芝田 中

#### 2 事件の概要

法人市民税等の徴収のために差押えをした債権の取立てについて、第三債務者である被告がその支払に応じなかったため、被告に対し、3,949万5,000円及びその遅延損害金の支払を求め、訴えを提起したものである。

#### 3 和解の内容

(1) 被告は、原告に対し、本件和解金債務として、3,300万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を、次のとおり分割して支払う。

ア 和解成立の日から 1 月後に 2,000 万円

イ 前記アから 6 月後の月末限り 650 万円

ウ 前記イから6月後の月末限り650万円

- (3) 被告が、(2)の分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失する。
- (4) (3)により期限の利益を失った場合、被告は、原告に対し、(2)の金員の残金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払う。
- (5) 原告はその余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 理 由

差押債権取立請求事件について、千葉地方裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。